

第21回当別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年1月27日（月）午後4時00分から午後4時10分

2 開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室

3 出席委員（16人）

会長 16番 秋 吉 稔 之

会長職務代理者 1番 青 山 眞 士

2番 古 熊 健 一

3番 高 橋 毅 典

4番 佐々木 彦 治

5番 目 黒 一 雄

6番 泉 和 浩

7番 佐々木 章 史

8番 狩 野 菊 恵

9番 高 野 秀 則

10番 藤 田 靖

11番 石 田 秀 人

12番 岸 本 辰 彦

13番 山 田 裕 一

14番 佐々木 靖

15番 湯 浅 浩 道

4 欠席委員（0人）

5 農業委員会事務局職員

事務局長 山 崎 一

事務局次長 浦 島 卓

事務局農地係長 作 山 温 史

事務局総務係主査 春 田 秀 彦

事務局農地係主任 瀬 能 実 紀

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

日程第5 報告第2号 農地法第5条の規定による許可について

日程第6 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第8 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

7 会議の概要

議長	只今の出席委員 16 名、定足数に達していますので、第 21 回当別町農業委員会総会を開会します。 議事日程ですが、お手元に配布しています日程表により、議事に入ります。
議長	日程第 1、議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第 12 条の規定に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声がありましたので、14 番 佐々木 靖委員 15 番 湯浅委員を指名します。
議長	日程第 2、会期の決定について、本総会の会期を、本日 1 日間とすることで、ご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決定しました。
議長	日程第 3、諸般の報告について事務局から報告します。
事務局	前回の総会終了後の会務報告を行います。 1 月 6 日、令和 7 年当別町新年交礼会が田西会館で行われ、秋吉会長が出席しました。1 月 15 日、16 日に令和 7 年度「女性の委員登用促進研修会」が東京で行われ、狩野委員が出席し以上です。
議長	日程第 4、報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」を議題とします。 事務局から説明します。
事務局	報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」ご説明します。 今回、届出がありました、2 件は、相続による所有権移転があり、農地法第 3 条の 3 の規定に基づく届出があったものです。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、報告第 1 号は承認することに決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）

議長	異議なしと認め、報告第1号は承認することに決定しました。
議長	日程第5、報告第2号「農地法第5条の規定による許可について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	報告第2号「農地法第5条の規定による許可について」ご説明します。 許可しました1件は、令和6年11月27日の総会において、許可相当と決定した後、北海道農業会議に対し意見聴取を行い、許可相当の回答を得たことから、令和6年12月26日付けで許可をしております。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、報告第2号は承認することに決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、報告第2号は承認することに決定しました。
議長	日程第6、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局から説明します。
事務局	報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明します。通知がありました8件は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされており、賃貸借を解約した旨の通知があったものです。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、報告第3号は、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、報告第3号は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	日程第7、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明します。
事務局	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。1番、2番、4番は、規模拡大のため、所有権の移転、使用貸借の権

	利を設定するものです。番号３番は使用貸借から賃貸借に変更するもの あります。 この４件について、議案資料の「農地法第３条の調査書」のとおり、不 許可の基準である農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要 件のすべてを満たすものと考えます。 図面につきましては、議案資料をご高覧ください。以上です。
議長	説明が終わりましたので質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、議案第１号ついて、原案のとおり許可することに決定 してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、議案第１号ついて、原案のとおり許可することに決 定しました。
議長	日程第８、議案第２号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と します。 事務局から説明します。
事務局	議案第２号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明します。 旧農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者から当別町に対し農用地利 用集積計画作成の申出があり、町が作成した案について、当委員会の決定 を求められているものです。 今回の計画案は、所有権の移転が３件、賃貸借の設定が１１件、使用貸 借が１件です。 ９番から１４番までは個人の方が法人を設立したため、個人に設定され ていた賃借権を法人に移転させるものであります。 これら１５件について、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に規 定する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件及びその内容に定め られた要件を全て満たすものと考えます。 計画地の図面につきましては、議案資料をご高覧ください。以上です。
議長	休憩します。 休憩
議長	再開します。 説明が終わりましたので質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、議案第２号は原案のとおり決定してよろしいでしょう

	か。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり決定しました。
議長	以上で、本日の日程はすべて終了しました。 これをもちまして、第21回当別町農業委員会総会を閉会します。